

社会福祉法藤英会
役員及び評議員報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤英会（以下「本会」という。）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に元づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員等が、理事会出席以外で法人及び施設の運営のためにその業務にあたった場合は、次項により支給する。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 賞与については、別表2に定める額

2 非常勤理事が理事会に出席した場合は、別表3により支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている場合は報酬等を支給しない。

3 非常勤監事に対する報酬は、別表3により支給する。

4 評議員に対する報酬は、別表3により支給する。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務を執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬は、現金にて本人に支給するものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる排除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を排除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会によって行う。

附 則

- 1.この規程は平成29年6月17日(定時評議員会の議決日)から施行する。
- 2.この規定は令和4年6月1日から施行する。
- 3.この規程は令和5年4月1日から施行する。

別表1 常勤役員等の報酬

役職名	月額
理事長	650,000円

別表2 常勤役員等の賞与

7月賞与	職員の支給率相当額
12月賞与	職員の支給率相当額

別表3

(1)理事

	日額
理事会等出席	10,000円

(2)監事

	日額
理事会等出席	10,000円
監事監査	10,000円

(1)評議員

	報酬(日額)
評議員会等出席	10,000円